

議案第25号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

児童福祉施設、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業の国が定める設備及び運営に関する基準の児童の安全確保に関する改正および懲戒権限の濫用禁止規定の削除ならびにこども家庭庁の設置に係る条例を改正するため、この案を提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認

(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年米原市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書ならびに同項第1号および第2号中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同項第3号中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項、第8条および第13条第4項第3号中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項および第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第51条第1項および第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

(米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)  
第3条 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年米原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

(米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第4条 米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第5条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第5条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在

を確認しなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(米原市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第5条 米原市子ども・子育て審議会条例（平成25年米原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条第1項第1号中「第77条」を「第72条」に改める。

(米原市地域包括医療福祉センター条例の一部改正)

第6条 米原市地域包括医療福祉センター条例（平成26年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号および第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定および第2条中米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規

定は、公布の日から施行する。

(米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー一等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)または認定子ども園(同項に規定する認定子ども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2</u> 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)または認定子ども園(同項に規定する認定子ども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7条の3第2項において、家庭的保育事業者等から居宅訪問型保育事業者を除くことに伴う改正</li>   <li>・ 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業所等の安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要</li> </ul>

<p><u>育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>  <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備</u></p>		<p>な措置を講ずる規定の追加</p> <p>・バス等送迎の安全管理に係る規定の追加</p>
--	--	--



<p><u>え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の整備および職員に兼ねることができる。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、<u>職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の整備および職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室および各事業所に特有の設備ならびに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ保育（保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施）を可能とするための設備・人員基準の緩和に伴う改正</li> <li>・国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において懲戒権関係規定が削除されたことに伴う条の削除</li> <li>・感染症および食中毒の予防およびまん延防止に関する必要な措置を明確にする規定の改正</li> </ul>
--	--	--

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該</p>	<p>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</p> <p>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</p> <p>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</p> <p>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</p> <p>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</p>

教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整および要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護

特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整および要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護

- ・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備
- ・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備
- ・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

- ・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第 13 条 1～3 略

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用  
ア 次の（ア）または（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）または（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

（イ） 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定す

者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第 13 条 1～3 略

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用  
ア 次の（ア）または（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）または（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

（イ） 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に

・子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う規定の整備

る特定教育・保育給付認定保護者にあつては、  
77,101円)

イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・  
保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもま  
たは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育  
学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学  
年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イ  
において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそ  
れぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するもの  
に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに  
該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定  
基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども  
(そのうち最年長者および2番目の年長者である  
者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに  
該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定  
基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年  
長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区  
分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小  
学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保  
育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法

規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつて  
は、77,101円)

イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・  
保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもま  
たは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育  
学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学  
年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イ  
において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそ  
れぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するもの  
に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子  
どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担  
額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子  
ども(そのうち最年長者および2番目の年長者で  
ある者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子  
どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担  
額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番  
目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区  
分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小  
学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保  
育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法

・子ども・子育て支援法第19条第  
2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第  
2項の削除に伴う規定の整備

<p>律第 26 号) <u>第 25 条第 1 項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (運営規程)</p> <p>第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p><u>第 26 条 削除</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第 19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定す</p>	<p>律第 26 号) <u>第 25 条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (運営規程)</p> <p>第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第 19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 25 条第 2 項および第 3 項の新設に伴う規定の整備</li> <li>・子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う規定の整備</li> <li>・国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において懲戒権関係規定が削除されたことに伴う条の削除</li> <li>・子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う規定の整備</li> </ul>
--	--	--



ものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

#### 第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体

ものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

#### 第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備



の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

#### 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 3・4 略

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

#### 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 3・4 略

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に

象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備  
・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備  
・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表（改正理由）（第3条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することおよびその該当する<u>法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定ならびに同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することおよびその該当する<u>法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定ならびに同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</li> <li>・子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う規定の整備</li> </ul>

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）（第4条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(安全計画の策定等) 第5条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所の安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講ずる規定の追加</li> </ul>

<p>(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第5条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第11条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス等送迎の安全管理に係る規定の追加</li> <li>・放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定の追加</li> </ul>
---	--	---

<p><u>見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、<u>職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>・感染症および食中毒の予防およびまん延防止に関する必要な措置を明確にする規定の改正</p>
--	--	--

米原市子ども・子育て審議会条例新旧対照表（改正理由）（第5条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(設置)</p> <p>第1条 米原市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、米原市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事項)</p> <p>第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関すること。 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 米原市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、米原市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事項)</p> <p>第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関すること。 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>・子ども・子育て支援法改正による条ずれに伴う改正</p> <p>・子ども・子育て支援法改正による条ずれに伴う改正</p>

米原市地域包括医療福祉センター条例新旧対照表（改正理由）（第6条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（児童発達支援センターの利用料金）</p> <p>第9条 第3条第2項に規定する児童発達支援センターの事業を利用した者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。</p> <p>（1） 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算出した費用の額</p> <p>（2） 第3条第2項第4号に掲げる障害児相談支援 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p>	<p>（児童発達支援センターの利用料金）</p> <p>第9条 第3条第2項に規定する児童発達支援センターの事業を利用した者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。</p> <p>（1） 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算出した費用の額</p> <p>（2） 第3条第2項第4号に掲げる障害児相談支援 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主務大臣の変更に伴う改正</li> <li>・ 主務大臣の変更に伴う改正</li> </ul>